

第17回軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会 会議録

1. 開催日時 令和8年3月23日（月） 午前10時00分～午前11時20分

2. 開催場所 軽井沢町中央公民館 講義室

3. 出席者 会長

委員：A委員、B委員、C委員、D委員、E委員

F委員、G委員、H委員、I委員、J委員

理事者：土屋町長、小林副町長

事務局：事務局A、事務局B、事務局C

受託者：受託業者社員

欠席者：K委員、L委員、M委員

4. 議題

(1)特別用途地区の検討について

(2)軽井沢町緑の基本計画の改定について

(3)その他

5. 傍聴人数 3名

6. 議事内容 以下のとおり

【事務局】

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。事務局Aでございます。会議冒頭の進行を務めさせていただきますが、よろしく願いいたします。

定刻となりましたので、只今から、第17回軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席者は、委員14名のうち、11名の方に出席していただいております。

軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会条例第7条第2項の規定数に達しておりますので、会議が成立しましたことをご報告いたします。また、令和7年度の人事異動等により交代となりました委員につきまして、ご紹介させていた

できます。

A委員、今回は代理の方がご出席いただいております。B委員、今回は代理の方がご出席いただいております。C委員。D委員、今回は代理の方がご出席いただいております。なお、令和7年度より機構改革に伴い、当審議会の事務局が地域整備課から総合政策課に変更となりましたので、紹介いたします。事務局B。同じく、事務局C。以上となります。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴及び取材希望者についてお知らせいたします。傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴・取材にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。また、この委員会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに土屋町長より、あいさつを申し上げます。

【土屋町長】

本日は、年度末のお忙しい中、「第17回 軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会」にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆さまにおかれましては、日頃より軽井沢町の行政運営にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

当町では昨年3月、「軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言」を行いました。本宣言に基づき、町では軽井沢の自然環境と景観を保持していくため、「軽井沢町の自然保護対策要綱」の改正を皮切りに持続可能なまちづくりの実現に向けて、町独自の土地利用規制として、用途地域等の見直しについて検討を進めております。用途地域等の見直しに関して、多角的な視点からご意見等をいただくことを目的に、軽井沢町用途地域他見直し検討委員会を設置し、ご意見等いただきながら検討を進めております。そして、現在、都市計画法及び建築基準法に基づき、共同住宅及びホテル・旅館の建築を制限するため、旧軽井沢エリアにおける特別用途地区の指定について検討を進めており、先ほど申し上げました用途地域他見直し検討委員会を昨年12月19日および3月18日

に開催し、また、3月11日、14日、15日には区域の土地・建物所有者等を対象とした住民説明会を開催し、町の検討内容についてご意見等をいただきました。なお、特別用途地区の指定は、都市計画決定が必要となりますので、委員の皆様にご審議いただき、本年12月開催予定の審議会において、諮問させていただきたいと考えております。

本日は現時点における特別用途地区の指定に関して町の検討内容を事務局より、ご説明させていただきましますので、よろしく願いいたします。結びに、委員皆様のご多幸をご祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。なお、土屋町長におかれましては、別公務のため、ここで退席とさせていただきます。(町長退室)

それでは、軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会条例第7条に基づき、議長を会長をお願いし、進行をお願いいたします。
会長よろしく願いいたします。

【会長】

委員の皆様、本日は年度末のお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。議事に入る前に、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。E委員とF委員をお願いいたします。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。

議題(1) 特別用途地区の検討について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

町では、近年の居住地・滞在地としての高まりによる課題をふまえ、令和7年3月18日に「軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言」を行いました。それに基づき、今回、初めてとなる、法的拘束力をもった土地利用規制をするエリアの検討を進めております。本日は、規制内容等のご報告となります。なお、この内容については、関係者や有識者等から多角的なご意見をいただくため令和7年12月に設置した、「用途地域他見直し検討委員会」でご意見をいただくとともに、住民説明会を開催し、地域の皆さまにも説明を行ったところです。

資料1『軽井沢町の土地利用について ～旧軽井沢エリアにおける特別用途地区の検討～』をご覧ください。資料が多いため、要点を絞ってご説明いたします。3ページをご覧ください。左側は軽井沢町の都市計画についての説明、右側の地図は町の都市計画図になります。町は「軽井沢国際親善文化観光都市建設法」に基づき、国際的な保健休養地としてのまちづくりを進めてきました。また、都市計画区域の中で用途地域を指定し、土地利用のルールを定めて

います。右側の地図をご覧ください。一番外の黒い線が町の行政区域になります。その中、赤い線で囲われた所が都市計画区域になります。この中の緑色、黄色、ピンクの色がついている部分が用途地域になります。この用途地域内に、町の総人口の約9割が居住しています。また、後ほど説明いたしますが、緑色は第一種低層住居専用地域、黄色は第一種住居地域、ピンクは近隣商業地域となっております。なお、色がついていない白い部分は用途無指定地域となります。4ページをご覧ください。こちらは都市計画の体系となっております。町では、県の方針や町が定める都市計画マスタープランに基づき、用途地域などの土地利用規制を行っています。5ページをご覧ください。用途地域とは、建物用途の混在を防ぎ、良好な住環境等を守るためのルールです。軽井沢町では右表の13の用途地域のうち、赤枠で示す3種類の用途地域を指定し、建築物の建物用途を制限しています。左下の青色の表をご覧ください。町が定めている用途地域の種別ですが、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域の3種類になります。それぞれの内容ですが、第一種低層住居専用地域は、低層住居のための地域で、小規模なお店や事務所を兼ねた住宅、小中学校などが建てられる地域となっております。参考までに、先ほどの3ページの地図の緑色の部分になります。町では別荘の多くが立地する地域となっております。次に、第一種住居地域は、住居の環境を守るための地域で、3000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる地域です。参考までに、先ほどの3ページの地図では黄色の部分になります。続いて、近隣商業地域は、まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域で、住宅や店舗の他に小規模の工場も建てられる地域となっております。参考までに、先ほどの3ページの地図ではピンクの部分になります。6ページをご覧ください。1-3 軽井沢町の自然保護対策要綱でございます。参考として、掲載しておりますが、軽井沢町の伝統とすぐれた自然を保持し、明るく健康的な国際保健休養地としてのまちづくりを推進するため、昭和47年に制定され、事業者、町民、別荘所有者等の相互理解と協力のもと、開発・景観規制や環境保全などの取り組みを進めてきております。内容については、ご覧いただければと思います。7ページ、2 軽井沢町の土地利用を取り巻く現状と課題についてでございます。8ページをご覧ください。グラフは直近10年間、平成27年から令和6年までの共同住宅着工戸数の推移で、水色が長野県全体の累計、紫色が軽井沢町の累計となります。県の累計は、平成27年の値の16.1倍で推移しているのに対し、町は平成27年の値の38.7倍となっており、県の2倍以上のペースで共同住宅が建設されています。9ページをご覧ください。左の表、直近5年間の共同住宅着工戸数434戸は県内5位で、右の表、人口規模に対する着工戸数は県内1位となっております。10ページをご覧ください。真ん中の表、軽井沢町の旅館業法に基づく営業許可件数累計561件は、県内2位で県平均93.9件に比べ約6倍となっております。右の表、人口規模に対する許可件数は第8位で県平均3.6件の約

7.8倍となっています。11ページをご覧ください。直近10年間、平成27年から令和6年までの旅館業法の営業許可件数累計の推移で、緑色が長野県全体の累計、オレンジ色が軽井沢町の累計となります。県の累計は、平成27年の値の12.7倍で推移しているのに対し、町は平成27年の値の24.9倍となっており、許可件数が急増している状況となっています。12、13ページは、町営水道の状況です。12ページは町営水道配水池12カ所の分布状況です。13ページをご覧ください。左側のグラフは、令和6年8月12日の各配水池の状況です。青色は計画配水量、オレンジ色は実績配水量、また、負荷率を数値で示しています。繁忙期には水需要が高まり、水源水量に余裕がない状況も見られます。また、右側のグラフで示すとおり、ホテルは一般住宅と比べ、一人一日あたりの水道使用量が2.1倍となっています。14ページをご覧ください。こうした状況から、軽井沢らしい自然環境や住環境を守る土地利用のあり方が課題となっています。15ページをご覧ください。3軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言についてです。16ページをご覧ください。このような背景を踏まえ、町では令和7年3月18日に「軽井沢の自然環境と景観を守るための宣言」を行い、軽井沢らしい自然環境と低層建築物による景観を次世代に引き継ぐため、土地利用政策の方向性を示しました。17ページをご覧ください。この宣言を踏まえ、土地利用規制を強化する手法として、今回都市計画法に基づく特別用途地区の指定を検討しています。これは、既存の用途地域に加えて、地域の特性に応じた建物用途の制限を行う制度です。18ページをご覧ください。3-3宣言後の自然保護対策要綱の改正についてご紹介します。一部抜粋となりますが、宣言後、軽井沢町の自然保護対策要綱の一部改正を行い、建築物の階数制限、集合住宅等の戸当たり敷地面積の変更、宿泊施設における営業者や従業員等の駐在などを改正しましたので、参考までにご覧いただければと思います。19ページ、3-4計画のロードマップをご覧ください。ロードマップにつきましては宣言の際にお示ししていますが、赤の点線で囲った部分が今回、説明しています特別用途地区の指定です。特別用途地区に関しては、令和8年12月から令和9年1月を目途に制定したいと考えております。ただし、今後予定していますパブリックコメント、公聴会などの内容によっては、流動的になる場合がございます。20ページからは、特別用途地区の指定についてです。21ページをご覧ください。現在、旧軽井沢エリアは、3種類の用途地域により建築物の用途を制限しています。22ページをご覧ください。また、旧軽井沢エリアは1地区の建築協定や、6地区の景観育成住民協定により、住民主導の住環境保全の取り組みも進められています。右側の地図の真ん中あたりにある、水色に囲われた地域が、建築協定、紫色に囲われた6地域が景観育成住民協定となります。23ページをご覧ください。旧軽井沢エリアは、日本の別荘文化の発祥地であり、豊かな自然と景観が調和した、稀有な保健休養地として発展し、歴史ある別荘地として良好な住環境が形成されています。また、現在においても

住民による環境の維持・保全が推進されています。こうした地域特性を踏まえ、特別用途地区の区域の方向性としては、旧軽井沢エリアの中でも、最も古くから別荘地として発展してきた地域を中心とすること。町の都市計画マスタープランにおいて、旧軽井沢地区の建築協定や景観協定による別荘環境保全に対する住民主体の取組を支援する方針を示していることから、協定によりすでに環境保全の意識醸成が進んでいる区域を基本とし、それらを包含する必要最小限の範囲で設定することです。規制の方向性としては、歴史と品格ある別荘地の良好な住環境の保護や低層建築物が織りなす独自の景観を守るため、共同住宅及びホテル、旅館の建設を規制する特別用途地区の指定を検討しています。24 ページをご覧ください。特別用途地区は、都市計画法に基づき区域を都市計画決定し、建築物の規制内容は条例により定める制度となります。25 ページをご覧ください。区域は、財産権への影響を考慮し必要最小限の範囲で、一定の面積を有する一体的な区域とし、建築協定や景観育成住民協定の区域を包含する形で設定しています。右の地図の緑色の第一種低層住居専用地域では、赤線で囲んだエリア、黄色の第一種住居地域では黒線で囲んだエリアを今回検討しています。なお、緑色と黄色の境は、赤と黒の点線となっています。26 ページをご覧ください。規制内容ですが、第一種低層住居専用地域では共同住宅を、第一種住居地域では、共同住宅及びホテル・旅館の建築を制限します。これにより、旧軽井沢エリアの良好な住環境と景観の保全を図るものです。27 ページ以降は参考としてご覧いただければと思います。資料1の説明は以上となります。

【会長】

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何かご意見・質問等がございますか。ありましたら、挙手をお願いします。

【G委員】

区域設定の方針について、財産権への影響を考慮し必要最小限の区域にしているとのことだが、住民説明会で出された意見や今回初めて特別用途地区を指定し、規制を強化することを世に示すという意味では、町としてインパクトのある区域設定も必要といった考え方もあると思う。そのような観点で、25 ページのジグザクした区域というよりは、町の都市計画としてまとまった区域で規制をかけていくことも考慮すると良いと思う。

【事務局】

特別用途地区は、財産権の影響が大きいため考慮しなければならないという中で、まずは必要最小限の区域設定としています。ジグザクした区域は、本来の地形地物で区切ることが難しい部分が出てきてしまったため、県と相談し筆

(地番)で区切っている部分もあります。また、建築協定と景観育成住民協定は住民で作られ環境を守っていただいている区域にもなっています。町としても都市計画マスタープランで協定等の取組みを支援するとしており、まずは旧軽井沢エリアの景観を守っていくという観点等により、このような区域設定としています。

【会長】

特別用途地区を新たに指定するという論点と、区域設定をどうするべきかという論点は別だと思う。追川委員の意見は、特別用途地区の指定自体には反対ではないが、その区域設定について明確な説明が必要ではないかということだと思う。今後の区域設定のプロセスとして、例えば設定する区域の隣接地で区域に含めても構わないといった意見が地主より上がった場合は、区域を見直すのか。

【事務局】

その場合は、随時区域に含めるのではなく5年や10年などある程度まとまった区域で追加することが可能性としてあり得えます。そのため、区域の隣接地は現時点では含めない方向で考えています。

【会長】

現状案で示している区域を前提に進めていくということか。パブリックコメントやヒアリングを受けて、変更することはないのか。

【事務局】

現時点では区域の変更を考えていませんが、パブリックコメント等を行っていく中で相当の意見数があった場合は考えなければいけないと考えております。

【会長】

原則として原案で進める予定だが、多数の意見が出た場合には区域を見直す余地があるということで良いか。

【事務局】

はい。

【E委員】

25 ページの区域について、建築協定や景観育成住民協定に賛同されていないもしくは、協定の区域に入っていないところも含めて特別用途地区を指定する

ことになる。その方達が理解するための周知が非常に大切だと思うが、どう考えているか。

【事務局】

本区域の土地・建物所有者へ、3月11・14・15日に住民説明会のご案内をし、協定に入られていない方達にもご案内しています。また、今後のパブリックコメントや都市計画決定にあたっては、公聴会等を開催する必要があるためホームページやSNSの活用、別荘所有者へは町の広報誌（緑のおたより）により周知したいと考えております。

【会長】

通常の住宅地とは違い別荘地になるため、コンタクトを取ることが難しいケースもあると思うが考えていることはあるか。

【事務局】

4月15日に町内全域へ緑のおたよりを発送するが、パブリックコメントで意見をお寄せくださいといった内容のチラシを同封して発送します。加えて、登記情報に基づく郵送やホームページ・SNSの活用や、町の公共施設にポスターを貼るなどして情報提供を行うとともに、場合によっては、別荘団体連合会等の各団体を通じた説明も検討していきたいと考えております。

【会長】

登記情報に基づくということは、現住所だけではなく離れた場所にお住まいの方へも連絡がいくということで良いか。

【事務局】

はい。ただし、相続等で所有権移転をしていない方もいるため、ホームページや広報で所有権移転についても促していきたいと思えます。

【H委員】

特別用途地区の指定後に、例えば相続をして区域から抜きたいといった方がいた場合は、どのような扱いになるのか。

【事務局】

特別用途地区の指定は都市計画法や建築基準法に基づくものとなるため、その場合は認められず、規制がかかるという形になります。

【会長】

補足すると、建築基準法の用途地域は基本的には新築建築物にかかるため、「施工後新たに建築する場合には」というのが原則となる。既存の建築物は既存不適格という取扱いで直接的な規制方法はないが、大規模修繕等で再度確認申請等を取る時点では規制がかかる。

【E委員】

旧軽井沢エリアに特別用途地区を指定するということだが、自然景観を守っていくことは町全体の方向性として必要であり、多くの町民がそのような理解をしていると思う。従って、旧軽井沢エリア以外の地域でも進める可能性を期待しているが、先ほどの事務局の回答の5年や10年というのは長いと思う。ある程度の追加地域数が出てきて場合には、3年位で検討を進めるのが必要だと思う。

【小林副町長】

今回、建築協定や景観育成住民協定の区域を中心にお願いしたのは、独自でルールを設定し安定的に管理されており、県に認定を受ける段階で合意形成されている地域であるということでエリア指定しています。そういった地域であれば検討しますが、協定後2・3年で安定的に運営できているかという要素も必要になるほか、都市計画決定区域になり得るような面的にまとまった区域であることも要件になります。そのため、そういった条件が整った地域については、状況等を見ながら検討していきたいと考えています。

【会長】

大きな方針として、順次区域に追加するという考えも持っているという解釈で良いか。

【事務局】

はい。補足すると、19ページに特定用途制限地域の指定、用途地域の見直しも記載しており、土地利用規制には特別用途地区の他にも法策があります。例えば、用途地域を変更し宿泊施設を建てられないように設定する等も含めながら土地利用規制の検討をしたいと考えていますが、まずは旧軽井沢地区の特別用途地区の指定を検討しています。

【会長】

将来的には、現在指定されていない用途地域を指定する考えも持っているということか。

【事務局】

はい。

【会長】

今回の特別用途地区の指定は既存の建築協定と景観育成住民協定があるところだが、今後新たに区域追加するには同様に自主的な協定から始めてほしいという考えで良いか。

【事務局】

基本的には、住民の方の動きがあれば町としても検討しやすいとは考えています。

【I委員】

事務局から用途地域見直しの説明があつたが、コロナ以降に軽井沢町の土地が注目され、農地転用が増え大規模開発されていく方向性が出てきている。せっかくの景観の良い農地は、開発が進まないような方策をとっていただければ大変ありがたいと思う。

【会長】

旧軽井沢エリア外を言われていると思うため、旧軽井沢エリア外の規制について今後本審議会で議題に上がるという考えで良いか。

【事務局】

農地は、町として守らなければいけないという一つの課題感がある一方で、継承者や農地を転売したいという声も聞くのが実情であります。町へ要望書も出ており、農業委員会の皆さんや土地所有者へヒアリングしながら慎重に進めなければいけないという認識でいます。

【H委員】

景観育成住民協定に未賛同だが特別用地区に指定される方には十分な説明をし、納得いただいて指定を進めていただければと思う。特に共同住宅にはアパートも含まれるため、町民からすると地価が高くなることで戸建住宅が持ちにくく、地元の小学校に通えないということが出てきている。そういった面も踏まえて、住民に丁寧な説明をしていただければと思う。

【事務局】

住民に対する丁寧な説明は、町としても非常に大切であると考えています。一方で、特別用途地区の指定にあたっては、区域全員の同意を得ることは難し

いとも考えています。その中でも丁寧な説明をすることにより、区域の方達に対して納得いただけるように説明を果たしていきたいと考えています。合わせて、パブリックコメントなどで住民からなるべく意見をいただきたいと考えています。

【会長】

本日出された意見では、特別用途地区の指定に対する強い反対等はなかったように思うが、区域設定については、今後丁寧な事務を進めていただければと思う。

【事務局】

続いて、資料1-1をご覧ください。冒頭にもふれましたが、住民説明会を開催いたしました。説明会の開催にあたっては、特別用途地区の指定を検討しているエリア内の登記上の土地所有者および家屋所有者の方へ案内を送付するとともに、旧軽井沢区には回覧により周知を行いました。説明会は3月11日から15日にかけて計4回開催し、合計77名の方にご参加いただきました。主なご意見・質問と回答を整理して掲載しておりますので、主な内容をご紹介します。まず、区域についての意見です。1点目、住環境を守るためのゾーニング規制については大賛成。早く進めてほしいという声がありました。一方で、区域の範囲に関するご意見もいくつかありました。例えば、2点目の、今回の指定範囲に三笠地区が含まれていない理由や、将来的に区域が追加される可能性があるのか、といった質問や、3点目の町全体、あるいはより広いエリアをカバーすべきではないかという意見です。回答としましては、今回、初めて法的拘束力のある強い規制であるため、協定などにより住民合意がある、必要最小限の範囲から着手したこと。都市計画は定期的に見直されるものなので、住民の機運が高まれば区域の追加は可能であることをお伝えしました。さらに、4点目の、協定区域については、住民の方々がパンフレット配布や署名活動を行い、町に規制を要望してきた経緯があるというご意見もありました。続いて、2ページの上から3点目、別荘所有者の方から、規制によって町の発展やにぎわいを抑えてしまうのではないかという意見もありました。ホテルや共同住宅、飲食店などが増えれば利便性が高まり、町の活性化につながるのではないかという考え方です。回答としましては、町の都市計画マスタープランにおける、住民の住環境を守る取り組みに対し町は支援していくという説明と、近年のホテルやマンションの開発による課題に対する規制であることをお伝えしました。続いて3ページは規制内容についてのご意見です。2点目の最近のホテルは違和感がなく、むしろ空き家の方が景観を損ねているという意見がありました。こちらに関しては、ホテルは建物が大型化して景観への影響が大きいこと、また、宿泊者の夜間の出入り、車の出入りによる渋滞や騒音など、

住環境への影響をお伝えしました。また、4点目の、優良な企業の保養所として維持される方が景観保全に資する場合もあるため、一律に禁止するのではなく、考慮できないか といった意見もありました。さらに、5点目や4ページの1点目のように、規制導入後の、既存の建物の扱いや、将来的にどう扱われるのかといった制度面の質問もありました。こちらに関しては、既存不適格という扱いになりますが、今後建て替えが可能かなど、制定する条例の中で検討していくことを、お伝えしました。4ページから7ページはその他の要望になりますが、6ページ(4) 特別用途地区指定の進め方などの2点目、別荘所有者への周知・意見聴取としましては、4月15日発行予定の別荘向け広報誌の「緑のおたより」において、検討内容やパブリックコメント等の周知を行う予定です。なお、この説明会での意見等については、整理したものを、後日ホームページにて公開する予定です。資料1-1の説明は以上です。

続いて、資料1-2今後のスケジュール案になります。都市計画決定の流れは、4月に第3回用途地域他見直し検討委員会を開催予定で、素々案に対するご意見をいただき、5月にパブリックコメントを実施したいと考えております。また、県知事 事前協議をおこない、8月には、素案の閲覧・公聴会を開催予定です。その意見を踏まえ、9月頃には第4回用途地域他見直し検討委員会、都市計画審議会を開催し、都市計画案の公告・縦覧を行います。10月の県知事協議を経て、12月開催予定の都市計画審議会において、諮問答申をおこない、1月には区域を都市計画決定したいと考えております。また、規制内容の条例制定の手続きですが、町において条例案を検討作成し、他自治体と同様、罰則規定を設ける予定ですので、地方検察庁協議を経て、12月開催予定の町議会へ条例案を提出したいと考えております。説明は以上となります。

【会長】

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何かご意見・質問等がございますか。ありましたら、挙手をお願いします。

【G委員】

資料1-2のスケジュールは、法律等で決まった日数を取らなければいけない部分もあるためタイトなスケジュールだと思うが、ここまでに決めて規制をかけなければいけないという何かクリティカルなものがあるのか。

【事務局】

町としては令和8年の12月頃に制定したいと考えていますが、これは最短のスケジュール案となっています。パブリックコメントや公聴会で意見をいただき慎重に判断しないとイケない時は、そこで立ち止まって慎重に判断し進めていきたいと考えています。

【会長】

スケジュールでは12月の議会で条例制定することを目標にしているが、12月に間に合わなければそれ以降の議会でかけるというように変わるという解釈で良いか。

【事務局】

はい。

【会長】

議題（2）軽井沢町緑の基本計画の改定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

町では、平成12年9月に「軽井沢町緑の基本計画」を策定しました。今回、令和7年度から8年度で改定を予定していますが、計画の策定から20年以上が経過していること、また、この間、緑をとりまく状況や土地利用の状況も変化していることから、町の上位計画や関連計画とも整合を図りながら改定をするものです。改定にあたりまして、都市計画審議会への諮問答申ではなく、今後、審議会からご意見をいただきたいと考えております。それでは、資料2の1ページをご覧ください。緑の基本計画とは、都市緑地法に基づき定められた市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画になります。定める事項としては、1の緑地の保全及び緑化の目標や、2の方針、3の施策や4の都市公園の整備・管理に関する事項等を定めています。2ページをご覧ください。緑地とは、樹林地、草地、水辺地などの土地が、良好な自然的環境を形成しているものです。計画の対象とする緑は、山麓、公共施設、住宅地の樹木や草花、都市公園などの緑地・オープンスペースを対象とします。3ページをご覧ください。計画の位置づけですが、町の上位計画である軽井沢町長期振興計画に則し、軽井沢町環境基本計画や長野県景観計画との調和を保ち、軽井沢町都市計画マスタープランに適合するものとします。また、目標年次はおおむね20年とします。4ページをご覧ください。今年度、無作為抽出による緑に関するアンケートを実施しました。住民1500名・別荘所有者1000名、町内に所在する事業者300社、中学生180名を対象に行い、その結果の主なものになります。町の緑については、住民・別荘所有者の97.7%が大切だと感じていて、満足度は80.1%が満足、18.0%が不満足となっています。また、軽井沢らしい緑については、「別荘地の緑」や「浅間山などの町を囲む山並み」など、が上位となりました。5ページをご覧ください。緑の基本計画の全体構成素案になります。左側の国・県の動向や町の都市づくりの課題、アンケートの結果を踏まえ、今後令和8年度には、右側の点線で囲われた「計画

の基本方針」や「目標」、「施策」を検討していきます。6ページをご覧ください。今後の予定ですが、計画の素案を作成し、次回の9月頃の都市計画審議会において、素案に対するご意見をいただき、12月頃の審議会において計画案に対するご意見をいただき、計画を決定したいと考えております。説明は以上です。

【会長】

ただいま、事務局より説明のありました内容について、委員の皆様から何かご意見・質問等はございますか。ありましたら、挙手をお願いします。

【会長】

補足説明いただきたいのが、5ページの1番右側に「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」とあるが、基本的に緑の基本計画はこの施策の根拠になるものになると思うが、具体的な施策はどういうものを考えているか。

【事務局】

施策については、令和8年度に検討を予定しています。今年度はアンケート調査を行ったため、アンケートから浮かび出る課題等を整理した中で、来年度は施策を検討して審議会でお示しします。

【会長】

一般的には緑化条例に関する規制になると思うが、そういう考えで良いか。

【事務局】

規制ではなく計画という形で考えています。

【会長】

規制ではなく、共有地等の公共部分の計画を主に施策として考えているということか。

【小林副町長】

はい。基本的には都市公園など公共施設の緑化と、民間事業者の協働なども今回の計画に盛り込みたいと考えています。また、自然保護対策要綱の改正検討部会にて、緑化率の導入について検討している状況です。

【会長】

本表に、緑化率の項目はあるか。

【小林副町長】

表中にはありませんが、新たに設定するという事で検討しています。

【会長】

一方で、「既存樹木等」、「後退部分の樹木の保存」は既にある項目ということか。

【小林副町長】

はい。

【会長】

補足説明をお願いしたのは、緑の基本計画を策定するのは良いが、それを策定した結果何になるのか分かりにくいと議論が進められないと思ったためである。回答があったように自然保護対策要綱に関することや、町としての公共用地の緑化方針等に反映するために緑の基本計画の改定を考えているという解釈で良いか。

【事務局】

はい。

【会長】

他に何かございますか。ないようでしたら最後の議題として、その他で事務局から何かございますか。

【事務局】

来年度の審議会ですが、9月及び12月の開催を予定しております。開催日時につきましては、決まり次第、早めにご連絡させていただきます。また、本審議会の任期が令和8年4月30日までとなるため、準備が整い次第、各所属団体に推薦の依頼をさせていただくので、引き続きご協力をお願いします。

【会長】

以上で本日の議題は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

【事務局】

会長、議事進行ありがとうございました。委員の皆さまも貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。会議冒頭にも申し上げましたが、資料について、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページ

にて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

以上をもちまして、第17回軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

以上